

【建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（香川県広域水道企業団）について Q&A】

Q 動画撮影用のカメラとはどのようなものか。

A ウェアブルカメラやタブレット端末、スマートフォンを想定しています。

Q Web 会議システム等とはどのようなものか。

A Teams、zoom を想定しています。

その他の Web 会議システムについては、工事監督員と協議の上、運用してください。

Q どのような工事が対象とならないのか。

A 工事監督員の施工箇所への移動時間の削減による作業効率化が見込めない場合や施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事等、遠隔臨場が適していないと判断される場合は、対象になりません。

Q 受注者による動画の記録・保存は必要ではないのか。

A 動画の提出は、求めていることから動画の記録・保存は、受注者の判断により行ってください。

《補足》

記録と保存を行う必要がないものは「遠隔臨場の映像と音声」についてです。

遠隔臨場を実施する場合、受注者は段階確認申請等の申請時に、段階確認書及び出来形管理資料等を紙面にまとめたものを添付し、工事監督員等は、その資料を基に実施項目の確認を行うこととなります。

そのため、工事監督員等は、受注者から提出される段階確認書等を受理する際に、確認箇所の出来形管理資料等の添付資料に不備が無いことを確認してください。

段階確認実施後は、段階確認書の添付資料として実測値を手書きした資料（出来形管理資料等）を添付することとなります。

受注者は、各工事の施工段階及び工事完成後、目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を写真管理基準により撮影し工事完成時に提出することについては、従来の段階検査等の資料管理と同様です。

Q 契約書に基づく工事検査は、対象としていないのか。

A 契約書に基づく工事検査（竣工検査、中間検査、部分竣工検査、出来形部分検査、再検査等）は対象外です。

Q 現場で実際に臨場しなければ分からないこともあるのではないのか。

A 工事監督員が遠隔臨場では必要な情報を得られないと判断する場合は、受注者にその旨

を伝え、臨場により実施してください。

Q 施工途中でも、工種によって遠隔臨場を希望することは可能か。

A 可能です。

Q 遠隔臨場を受注者が希望してきた場合は、必ず実施する必要があるか。

A 遠隔臨場の実施については、受発注間で協議の上、決定してください。